

特別定額給付金について

(対象者および申請方法)

特別定額給付金（1人につき10万円）は原則、郵送での申請です。

特別定額給付金が支給されます。役場に人が密集することを回避するため申請は郵送でお願いします。

役場庁舎では「郵送」以外での受付を行いません。16日（土曜日）及び17日（日曜日）に各地区公民館等で受け付けます。

- ・ 対象者 令和2年4月27日に五城目町の住民基本台帳に登録されている人
- ・ 支給額 1人につき10万円
- ・ 申請書 5月連休明けに申請書を町役場から世帯主へ送付します
- ・ **申請方法** 原則「**郵送**」となります（※マイナンバーカードは必要ありません）

※マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルでも申請可能です

申請書の記入の仕方

- ①申請日・・・申請する「月日」を記入。
- ②世帯主・・・押印、電話番号を記入（世帯主名はすでに記入されています）。
- ③給付対象者・・・受給を希望しない場合は、右側の□に×を記入してください。
- ④受取方法・・・ここが重要です！

□A 指定の口座への振込を希望する場合、

□の中に✓を付け、さらに（希望する口座）の□の中にも✓を付けてください。

↓ここで、下のいずれかの選択になります。

- 1) 口座が世帯主のものであった場合には、記入は終わります。（口座のコピーも不要）
- 2) 口座が代理人（世帯のいずれかの者）の口座であった場合には、⑤の代理申請の欄への記入と通帳またはキャッシュカードのコピーが必要です。

□Bに✓を付けた場合は、

口座情報を記入し、通帳またはキャッシュカードのコピーが必要です。

代理人の口座である場合は⑤の代理申請の欄への記入と通帳かキャッシュカードのコピーが必要です。

※受給できる口座をお持ちでない方は、お電話で相談ください。

- ⑤代理申請（受給）を行う場合・・・所定の項目に記入し、世帯主氏名欄に世帯主が署名または押印をしてください

事前に準備しておくもの

1. 世帯主の確認書類

「運転免許証のコピー」、「健康保険証のコピー」、「年金手帳のコピー」など

※代理人が申請等をした場合は、代理人の分も必要！

2. 通帳またはキャッシュカードのコピー

上記書類を申請書と一緒に封筒に入れて郵送してください

5月16日(土曜日)と17日(日曜日)に申請を受け付ける地区公民館等

今回は人が密集すること避けるためにも、役場庁舎での受付を行わないこととしましたので、ご理解をよろしくお願いします。

地区公民館等	受付時間	対象者
広域体育館	9時～15時	五城目・馬川地区の住民
馬場目地区公民館	9時～15時	馬場目地区の住民
富津内地区公民館	9時～15時	富津内地区の住民
内川地区公民館	9時～15時	内川地区の住民
大川地区公民館	9時～15時	大川地区の住民
森山地区公民館	9時～15時	森山地区の住民

各地区とも9時～15時の受付としますが、スムーズに行えるよう、申請書の所定の欄への記入や押印、確認書類等はある限り準備しておいていただくと助かります。

問い合わせ先 五城目町役場（緊急支援対策担当）

018-852-5332